

## 私たちは「戦争法案」に反対します！

政府・与党は、憲法が禁じている集団的自衛権行使を容認する憲法解釈をもとに、新法の「国際平和協力法案」と自衛隊法などの10本の関連法案を「改悪」し、それらを一括した「平和安全法整備法案」（いわゆる「安保法制」）を国会に上程し、国会内外の多くの人たちの反対の声を無視して国会運営をしています。

これらの法案は「平和」の名を冠していますが、今までの日本の安全保障政策を大きく転換し、日本がアメリカと共に世界的規模で戦争に関わっていくことを可能にする「戦争法案」そのものです。またこれらの法案は、立憲主義に反し政府の憲法解釈を根拠にしていますので、時の政府によって主権者である私たちの生き方までも変えられてしまいます。

私たちは主に次の点でこれらの「戦争法案」に反対します。政府・与党は数の力を背景に、国会を延長してまで今国会で成立させようとしています。イエス・キリストの平和に生きる者として、「戦争法案」の問題点を確認し、法案に反対する運動を各地で広げていきましょう。



### 1. 信仰的立場から

政府は、自衛官の任務は「後方支援」だと説明しますが、武器・弾薬・食料・兵士の輸送は戦闘行為と区別することができず、自衛隊員の働きは「死にさらされた任務」となります。自衛のための武器使用も可能ですので、自衛隊員が死ぬこと（殺されること）も、また自衛官が「敵」を殺すことも想定されます。そのような戦闘地域に自衛隊を派遣するということは、私たち国民も自衛官が死ぬこと、そして「敵」を殺すことを「平和・安全」の行為として受け入れなければなりません。

私たちは、十字架と復活によって和解と平和を実現された主キリストから、「殺してはならない」との戒めを聞き、次のように宣言しました。

「主イエスによって解放され生かされた私たちは、他者を殺し、その存在を否定することができない。殺しのあるところに平和はない。私たちは殺さない。軍備のあるところに平和はない。私たちは殺すための備えを否定する。戦争に協力するところに平和はない。私たちは殺すことにつながる体制づくりに協力しない。暴力のあるところに平和はない。私たちは暴力の正当性を否定する。主に従う教会は敵を愛し、迫害する者のために祈る」（連盟「平和宣言」2002年）。

**だから、私たちは「戦争法案」に反対します。**

## 2. 立憲主義の立場から

立憲主義とは、憲法によって権力を制限し、国民の権利・自由を擁護することを目的に、憲法に従って政治権力が行使されるべきだとする考え方です。そのために憲法第99条で「天皇又は摂政及び国務大臣、国会議員、裁判官その他の公務員は、この憲法を尊重し擁護する義務を負ふ」と憲法擁護義務が規定されています。

審議中の「安保法制」は、多くの憲法学者が「違憲」としているにも関わらず、政府・与党は「違憲ではない」と強弁して成立を目指しています。これは、憲法を守る義務を負う政府が、解釈によって憲法の内実を根本的に変えてしまう「実質的な憲法改正」で、立憲主義の大原則を崩すものです。ある憲法学者は、「集団的自衛権行使を容認した政府の憲法解釈は、国民の憲法改権を篡奪（さんだつ）するものであり・・・国民主権原理に反するものである」と言っており、戦争ができるようになると、国民の権利・自由が侵害されることになることを示しています。

**だから、私たちは「戦争法案」に反対します。**

## 3. 子どもたちを再び戦場に送らないという立場から

かつて教会は、教会学校の教案誌で子どもたちに、聖句をもとに「どうか生命がけで大君（天皇）の為に立派な死に方ができるようにその支度をしましょう」（「教師の友」1944年12月号）と教え、子どもたちを戦場に送るという過ちを犯しました。

「戦争法案」では自衛隊員が派遣されますが、これからの自衛隊員の候補は子どもたちです。そのために戦争を肯定する教育が、国の教育方針として学校現場で行われるようになるでしょう。安倍首相は「徴兵制は憲法禁じておりあり得ない」と言っていますが、時の政府が憲法解釈で集団的自衛権の行使を合憲だとしたように、徴兵制も合憲とされ、子どもたちが戦場に送られることも予想されます。「戦争法案」は子どもたちを再び戦場に送る法案です。

**だから、私たちは「戦争法案」に反対します。**

**私たちも「戦争法案」に反対します**

### そのときはすでにおそかった

田口昭典（金沢教会牧師・日本バプテスト連盟理事長）

この言葉は、教会に迫害の手が伸び、抵抗に立ち上がったがナチスを阻止できなかったマルチン・ニーメラーのことばである。沈黙の必要な時がある。祈りの必要な時がある。そして、祈りの中から立ち上がり、叫び、行動しなければならない時がある。今がその時であろう。イエスはエルサレム入場に先立ち、エルサレムの町を見渡し、その滅びを思い、涙された。「もし、この人たちが黙れば、石が叫ぶであろう」（ルカ 19：40）と神の熱心を説いた。経済最優先、生命の尊厳から目をそらし、「積極的平和主義」という「平和のための戦争」を許す事は出来ない。集団的自衛権の行使を可能にする安保法制を、衆院憲法審査会に招致された3人の憲法学者が「憲法違反」と喝破した。にも拘らず、立ち止まって考えようもしないのは「暴走」「狂走」であろう。大飯原発再稼働を認めなかった福井地裁の樋口靖裁判長は福島事故を見据え、人格権は国益に勝る事を示した。「豊かな国土とそこに国民が根を下ろして生活していることが国富であり、これを取り戻す事ができなくなることが国富の損失である」と。何が問題かを知る努力、知った事実を知らせる責任、囁きでもいい。今、叫び声を上げよう。戦争は嫌だ！と。

## 生きるために生まれてきたんよ

宮崎千恵（南小倉バプテスト教会員）

かれこれ15年近く 自宅などで中学生の学習指導をしています。今年の春の高校入試、志望校を決める際に2人の生徒が自衛隊を希望しました。彼らは異口同音に、「給料がもらえて、いろんな資格をとらせてくれる」と言いました。結局普通高校に進学しましたが、初めてのことだったのでちょっと驚きました。今は中二の生徒が一人、「おれは自衛隊に入って、でも戦争には行かずに、事務仕事みたいなのをしたい」と言います。違うよ。

自分は絶対に戦場に行く心配はないと思って安心している政治家と同じような考えを、若いうちから持っていたらあかん。あんたらが殺し、殺されるんよ。家族が連れて行かれるんよ。身も心もばらばらになるんよ。わたしらは、生きるために生まれてきたんよ。

憲法を蔑ろにしても平気な政治家の人たちが進めようとしている安保法制には反対です。

## この神に聴き平和への道を

蛭川潤子（洋光台教会員）

私の父は陸軍士官学校で教育を受けた人でした。敗戦を悔やみ、戦死した仲間を靖国で弔い続けました。私は戦後生まれですが、父を称賛する声に何度も出会い、父が職業軍人であったことは“誇り”であるかのような錯覚を持ちました。しかし、沖縄で学習ツアーを重ねる中、戦争の実相に触れ、日本軍が犯した途方もない罪を知ったのです。父は戦争犯罪者であったのです。戦争とは酷く、残忍で、何よりも、守るべき大切なものを見失わせます。「人が人でなくなる」戦争、殺すことが当然となる戦争、決して起こしてはならないもの、美化されることなどあってはならないのです。父は晩年、聖書が示す神の義に出会いました。軍部を絶対として歩んだその過ちの大きさ、「自分の罪は告白したなどという簡単なものではない」と苦悩した父、その父を神は救いに招き入れて下さいました。この神に聴き平和への道を歩むこと、それが娘である私に託されていると思っています。



### ヤスクニ、天皇制、戦争責任など 【新聞他 拾い読み】

#### ■安保法案 立憲主義に従い撤回を

集団的自衛権の行使に法的根拠を与える安全保障関連法案をめぐる、反対論が高まっている。

国会で与野党が合意して招致した憲法学者3人が、全員「憲法違反」との認識を表明した。この指摘は重い。かつて自民党に所属した議員ら与野党の重鎮4人も法案の成立に反対した。自民党の元閣僚も反対している。しかし、安倍政権はこうした意見に耳を傾けようとしな。法案が憲法違反であることは明らかな。集団的自衛権が一内閣の憲法解釈変更によって可能になるということ自体、憲法破壊行為である。安倍内閣は直ちに法案を撤回すべきだ。

中谷元・防衛相は集団的自衛権が「違憲」と指摘されると「憲法解釈の変更は政府の裁量の範囲内」「憲法違反であるとは思っていない」と答弁し

た。しかし、歴代の自民党政権や内閣法制局長官は「集団的自衛権は憲法上行使できない」と説明してきた。驚くことに将来、安保環境が変われば解釈が再変更される可能性にも言及した。政府の「裁量」で憲法解釈を次々に変更する行為は、憲法によって国家権力を縛る立憲主義に反する。

（琉球新報 20150614 社説より）

#### ■安全保障法制改定法案に対する意見書

日本弁護士連合会は、2015年6月18日に本件について意見を取りまとめました。

[本意見書の趣旨]

2015年5月15日に内閣が国会に提出した平和安全法制整備法案及び国際平和支援法案は、以下の1から3等において、日本国憲法の立憲主義の基本理念並びに憲法第9条等の恒久平和主義と平和的生存権の保障及び国民主権の基本原則に違反して違憲であるから、これらの法律の制定に強く反対する。

1. 我が国に対する武力攻撃がないにもかかわらず、「存立危機事態」において集団的自衛権に基

づいて他国とともに武力を行使しようとするものであること

2. 「重要影響事態」及び「国際平和共同対処事態」において、武力の行使を行う外国軍隊への支援活動等を、戦闘行為の現場以外の場所ならば行えるものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること
3. 国際平和協力業務における安全確保業務やいわゆる駆け付け警護、さらには在外邦人の救出活動において、任務遂行のための武器使用を可能なものとする等、海外での武力の行使に至る危険性の高いものであること

(日本弁護士連合会 20150618)

※全文は日本弁護士連合会 HP で読めます。

## ■安保関連法案の撤回訴え会見

### 長谷部・小林氏が痛烈批判

衆院憲法審査会で安全保障関連法案を「憲法違反」と指摘し、与党から批判を受けた長谷部恭男・早大教授と小林節・慶大名誉教授が15日、東京都内の日本記者クラブで会見した。長谷部氏は「(最高裁の)砂川判決から集団的自衛権行使を合憲とする主張は、法律学の基本原則と衝突する」と述べ、関連法案の撤回を訴えた。また、高知市で同日に開かれた同審査会地方公聴会では、一般公募の意見陳述者6人中5人が法案に反対や批判を表明した。

長谷部氏は、自民党の高村正彦副総裁らが、1959年の砂川事件の最高裁判決を引用して集団的自衛権行使の根拠としていることについて「砂川判決で問題とされたのは、日米安全保障条約であり、日本が集団的自衛権を行使しうるか否かは全く争点になっていない」と指摘。「わらにもすがる思いで持ち出したのかもしれないが、しょせんわらだ」と主張した。小林氏は「安倍内閣は憲法を無視した政治を行う以上、独裁の始まりだ」と批判。安保法案について「法的にも政治的にも経済的にも愚策。9条に違反する海外派兵で法的にアウトだ。専守防衛に集中すれば、少なくとも日本は侵されない」などと訴えた。(朝日新聞デジタル版 20150615)

## ■「安保」党首討論 「違憲」拭えぬ首相答弁

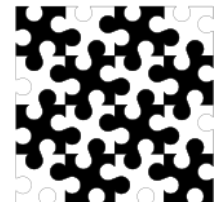
集団的自衛権の行使を可能にする安全保障法制が再び主要な議題となった党首討論。法案には「憲法違反」との指摘が相次いでいるが、安倍晋三首相の答弁は、違憲性を払拭するには至らなかった。今国会二回目、四週間ぶりに開かれた党首討論。安倍内閣が提出した安保法制関連法案を、国権の最高機関たる国会の場で三人の憲法学者がそろって「違憲」

と断じた後、首相が国会の場で議論に応じるのは初めてだ。安保法案は、政府が自らこれまで認めてこなかった集団的自衛権の行使に道を開き、外国軍の武力の行使と一体化する恐れがある後方支援に踏み込む内容だ。この法案が外国での武力の行使を禁じてきた憲法の枠内に収まるのか、それとも憲法違反なのか。党首同士の討論にふさわしい大きなテーマではある。しかし、残念ながら議論が深まったとは言いがたい。むしろ、法案が違憲であるとの指摘に対して、首相が説得力のある反論をできなかったと言わなければならない。岡田克也民主党代表は、どんな状況になれば集団的自衛権を行使する存立危機事態に当たるのかとただしたが、首相は「(武力の行使の新)三要件に当てはまるかがすべて。その時々適切に判断する」「いちいちすべてを述べるリーダーは海外にはいない」などと詳細な説明を避けた。そもそも違憲と指摘される集団的自衛権の行使だ。行使の基準を明確にせず、政府の判断に委ねろというのでは国民は納得すまい。首相が「法案は憲法の範囲内。正当性、合法性には確信を持っている」といくら強調しても、説得力を欠く。「とても憲法に合致しているとは言えない」と、岡田氏が指摘するのも当然だろう。(東京新聞 20150618 社説より)

## ■安保転換を問う資源の確保…軍事とは結びつけるな

集団的自衛権の行使として他国領内で武力行使することはあるのか。安倍晋三首相は衆院平和安全法制特別委員会で、「想定し得るのは(中東)ホルムズ海峡の機雷除去だ。他の例は念頭にない」と述べた。同海峡は、日本が輸入する原油の約8割が通過する要衝である。機雷で封鎖されれば、影響は大きい。しかし、直ちに国の存立が脅かされる事態に結びつくかといえば、大いに疑問だ。それが唯一の想定事例というのでは、「解釈改憲」してまで他国での武力行使を可能にする必要はあるまい。…そもそも資源確保と軍事力を結びつける発想は、危うい。

「帝国の存立亦正(またまさ)に危殆(きたい)に瀕(ひん)せり。事既に此(ここ)に至る。帝国は今や自存自衛の為(ため)、蹶然起(けつぜん)つて一切の障礙(しょうがい)を破碎するの外なきなり」。対米戦争を始めた41年12月8日に公表された宣戦詔書である。国家存立の危機に至り、戦争を始めたという内容だ。存立危機事態に至れば発動できるという集団的自衛権行使の「新3要件」と重なる。(毎日新聞 20150621 社説より)



## 献金・カンパのお願い

2015年は、1945年の敗戦から70年、日韓国交正常化(日韓基本条約締結)から50年です。この節目の年、靖国問題、戦争責任の課題を負う委員会の働きのため献金・カンパにご協力ください。

郵便振込口座 00130-9-101803  
加入者名 バブ連ヤスクニ委員会

ヤスクニ通信 戦争法案に反対する臨時号  
発行責任

日本パプテスト連盟靖国神社問題特別委員会  
委員長 松藤 一作

〒336-0017

埼玉県さいたま市南区南浦和1-2-4

TEL 048-883-1081 FAX 083-883-1082